

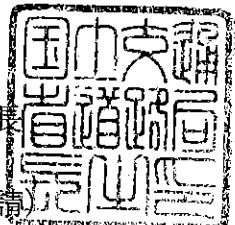
文書
国72

13.1.30

国道交第105号の2
平成25年1月30日

社団法人 日本建設業連合会 会長 殿

国土交通省道路局長



重量物・長大物の荷を出すにあたってのご理解とご協力について（協力要請）

平素は、道路行政に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国の道路は、車両総重量25t、長さ12mの車両の通行を前提として造られており、車両に積載した状態でこれを超える重建設機械などの重量物や建設資材などの長大物を運ぶ場合には、道路管理者によって通行が可能か確認する必要があります。また、経路によっては、自動車検査証の最大積載量の荷物を積めない道路もあります。

これまで国土交通省では、経済活性化や国際競争力の強化に資する車両の大型化に対応するため、道路構造を勘案し、道路を通行する車両の重さや高さに関する制限を引き上げるなどの措置を実施してきました。

一方、我が国の道路は高度経済成長期に集中的に整備されたため、道路構造物の老朽化が急速に進行しており長寿命対策が求められているところです。

のことから、今般、道路の構造を保全する観点から重量制限を超過する大型車両の通行に対し取締り・指導の徹底を図り、国道事務所等において対面では正指導書を手交し是正を求め、それでもなお是正されない場合には、会社名及び是正指導内容等を公表する旨を規定し、別添のとおり国の道路管理者あて通達したところです。

道路法違反の解消については、車両を通行させる者の自覚による法令遵守が必要であることはもちろんですが、貨物輸送依頼者のご理解とご協力が不可欠あります。貴団体におかれましても、以上のような趣旨を十分ご理解のうえ、傘下の会員に対して貨物の輸送依頼にあたっては、下記事項の徹底について周知方をお願いする次第です。

なお、あわせて同封しますリーフレットを傘下会員に配布されたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 貴団体の傘下会員に対して、当省地方整備局等が開催する重量物・長大物についての法令遵守の講習会等に参加するよう周知すること
2. 貴団体の傘下会員に対して、重量物・長大物の輸送にあたって経路によつては特殊車両通行許可が必要な場合があり、その場合、一定の期間（許可取得）が必要となるため余裕をもつて輸送の依頼に配意するよう周知すること
3. 貴団体の傘下会員に対して、重建設機械の輸送にあたって特殊車両通行許可どおりに分解した上で輸送の依頼に配意するよう呼びかけすること
4. 貴団体の傘下会員に対して、分解した重建設機械を組み立てる場所の確保に配意するよう周知すること

通達改正の概要

1. 車両の通行の制限について（道路局長通達）

別添2 道路法第47条の3に係る行政処分等の基準について
(特殊車両の通行に関する指導取締要領を名称変更)

第1 趣旨

第2 取締基地における取締りの実施

- 1 取締基地における取締り
- 2 特殊車両を違法に通行させている者に対する措置

第3 自動計測装置による計測

- 1 自動計測装置による計測
- 2 自動計測装置の計測結果に基づく警告

第4 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置

- 1 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する行政指導
繰り返し違反した者に対し国道事務所に呼び出して対面では是正指導書を手交し、是正措置を講じることを指導
- 2 行政指導内容の公表
前記1の是正指導にもかかわらず、当該違反者が是正に応じない場合、弁明の機会を付与したうえ、再び上記による是正指導を実施し、その会社名及び是正指導内容等を公表。
- 3 許可の取消し
- 4 告発

第5 取締結果の報告

2. 道路法第47条の3に係る行政処分等の基準の細部取扱いについて（道路交通管理課長通達）

内容：行政処分等の細部規定を新たに制定。

第1 違反内容

- 1 無許可
- 2 許可証不携帯
- 3 通行条件違反
- 4 措置命令違反

第2 取締基地における取締りの実施

- 1 取締りの定期的な実施
- 2 取締りの実施方法
- 3 取締りの実施にあたっての留意事項
- 4 違反者に対する措置

第3 自動計測装置による計測

- 1 自動計測装置による計測
- 2 自動計測装置の計測結果に基づく措置

第4 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置

- 1 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する行政指導
- 2 行政指導内容の公表
- 3 特殊車両通行許可の取消し
- 4 告発

第5 その他

- 1 所轄警察署との連携
- 2 地方運輸局等との連携
- 3 他道路管理者との連携
- 4 自動車運送事業者等に対する制度啓発
- 5 荷主等に対する制度啓発等

3. 道路法第47条の3に係る行政処分等の発出基準について（道路交通管理課長通達）

内容：警告書等の発出基準、公表基準を新たに制定。

(1) 警告書の発出基準

- | | |
|-----------|-----------|
| ①軸重20トン超過 | 2回／1ヶ月以上 |
| ②軸重20トン以下 | 20回／3ヶ月以上 |

(2) 公表基準

- | | |
|---------|-------------------------------|
| ①現地取締 | 是正指導の累積 3回で公表
(1回目の警告を含む。) |
| ②自動計測装置 | 是正指導の累積 4回で公表 |